

# 危機管理マニュアル

平成31年4月1日

鎌倉女子大学  
鎌倉女子大学大学院  
鎌倉女子大学短期大学部

## 1. 目的

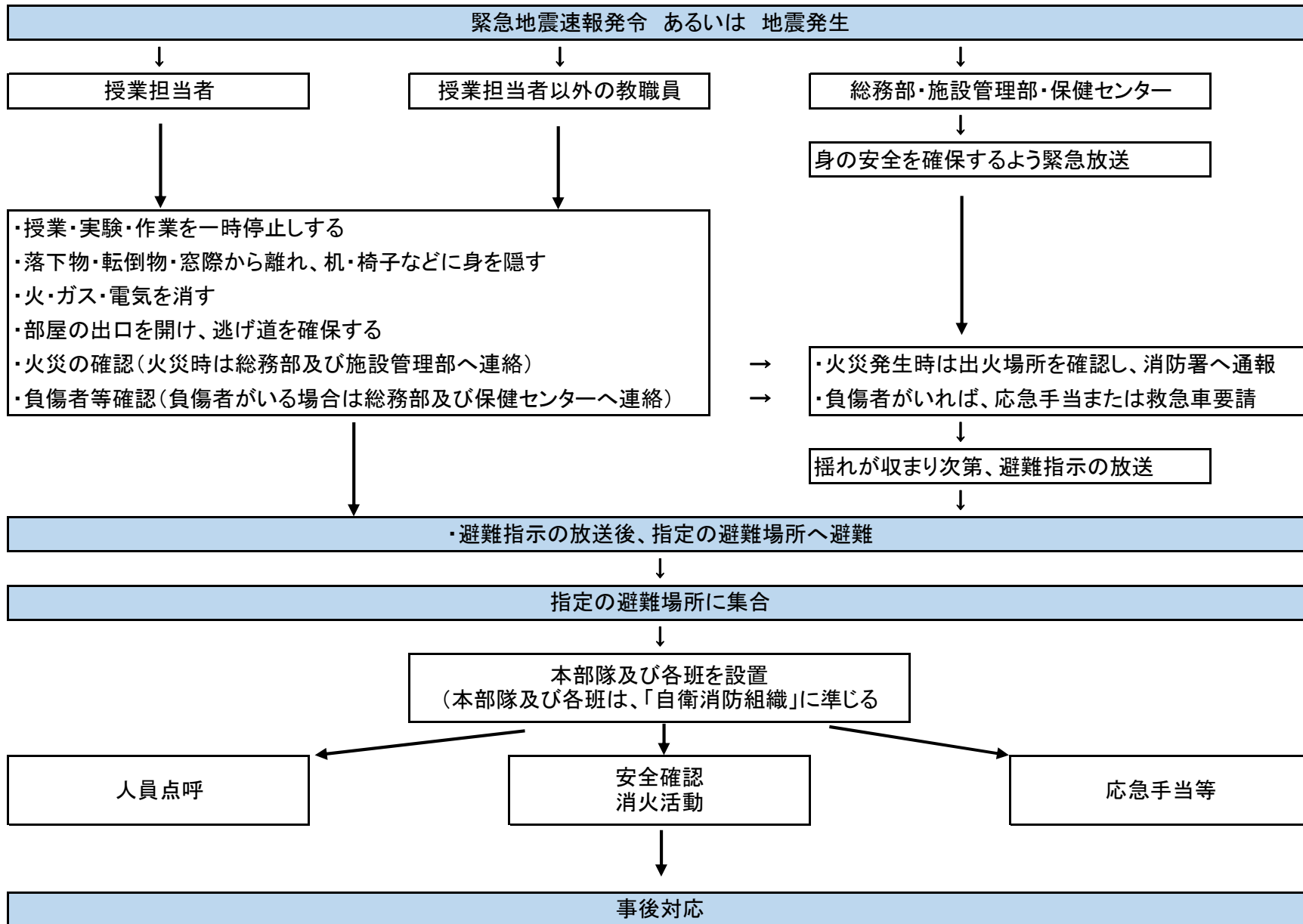
この危機管理マニュアルは、学校法人鎌倉女子大学「危機管理規程」に基づき、鎌倉女子大学、鎌倉女子大学大学院及び鎌倉女子大学短期大学部(以下「本学」という)の学生及び学校法人鎌倉女子大学の教職員等に被害が及ぶおそれがある災害等の危機を未然に防止し、また、発生した場合に被害を最小限に食い止めることを目的とする。

## 2. 危機管理の心得

- ① 事前点検・事前指導を十分に行う。
- ② 迅速な連絡と適切な対応を心がける。
- ③ 5W1Hを基本に、正確な情報を把握し記録する。
- ④ 再発防止の手段を講じる。

3. この危機管理マニュアルは、①地震発生時の対応、②火災発生時の対応、③台風等発生時及び交通機関不通時の対応、④救命救急体制に関する本学全体の危機管理の枠組みであり、詳細な対応方法等については、本学「学生生活の手引」により対応する。

# ① 地震発生時の対応



## ② 火災発生時の対応



### ③ 台風等発生時及び交通機関不通時の対応

気象情報・交通情報の確認を行い、下記の条件に合致する場合は休校とし、学生に周知する



①暴風警報又は大雪警報が神奈川県全域又は神奈川県東部に発表された場合	休校
②天災又は人為のため、JR大船駅を発着する東海道本線(東京-小田原間)、横須賀線(東京-逗子間)及び京浜東北線・根岸線(東京-大船間)の3路線すべてが、上り・下り・北行・南行、運行区間の全部又は一部を問わず不通になった場合	

※暴風、暴風雪、大雨又は地震等の影響による交通機関の運転見合わせ又は乱れが予想され、授業等の実施に支障をきたす可能性があるとは判断される場合は、上記の基準に関わらず臨時休校措置をとる。

#### 休校の解除



①午前6時までに警報等が解除又は交通機関が開通した場合	当日の休校は解除
②午前10時までに警報等が解除又は交通機関が開通した場合	午後0時以降は平常授業とする
③午後2時までに警報等が解除又は交通機関が開通した場合	午後4時以降は平常授業とする

#### 告知方法

- ・大学構内掲示
- ・鎌倉女子大学ホームページ
- ・鎌倉女子大学ポータルサイト
- ・休校情報自動音声応答(0467-44-2118)

#### ④ 救急救命体制

既往症等により生活管理の必要な学生を把握し、保護者、主治医と連携し、緊急時の対応方法を確認しておく。

##### 救急対応について



- ①傷病者の症状を確認(出血、意識、呼吸、脈拍、傷、骨折、その他の症状等)
- ②心肺蘇生法等の応急手当を、現場で直ちに行う
- ③速やかに保健センター、学生センター、教務部、総務部のいずれかに連絡し、応援要請を行う
- ④必要と判断したら、速やかに119番通報を行う。
- ⑤119番通報した場合は、速やかに総務部にその旨を連絡する

##### 救急車の要請



- ・意識喪失が継続するもの
- ・ショック症状が持続するもの
- ・けいれんが持続するもの
- ・激痛が持続するもの
- ・多量の出血を伴うもの
- ・骨の変形を起こしたもの
- ・大きな外傷をもつもの
- ・広範囲の火傷を受けたもの